

前橋都市計画地区計画の変更（前橋市決定）

都市計画亀里地区地区計画を次のように変更する。

| | | | |
|-----------------|------------|---|---|
| | | 名称 | 亀里地区地区計画 |
| | | 位置 | 前橋市横手町、亀里町及び鶴光路町の各一部 |
| | | 面積 | 約21.4ha |
| 区域の整備・開発及び保全の方針 | 地区計画の目標 | <p>本地区が位置する前橋南部拠点地区は、「前橋・高崎地方拠点都市地域基本計画」において、北関東自動車道前橋南インターチェンジを活用した流通・研究開発拠点として位置づけ、産業業務機能、研究開発機能、流通機能、居住機能等の一体的な整備を図る地区である。</p> <p>このため、既存集落との調和に配慮し、次に掲げる土地利用方針、地区施設の整備方針、建築物等の整備方針のもと、流通・研究開発拠点にふさわしい良好な市街地環境を形成し、又は保持することを目標とする。</p> | |
| | 土地利用の方針 | <p>本地区は、研究開発機能を中心とする業務施設等の立地を誘導し、周辺への環境にも配慮しながら、緑豊かでゆとりのある新産業業務地にふさわしい土地利用を図るものとする。</p> | |
| | 地区施設の整備方針 | <p>本地区における地区施設は、街路事業や公園事業、また、土地区画整理事業などにより整備されるため、その機能や環境が損なわれないよう維持、保全を図り、拠点地区全体の活用を配慮し、適切に配置する。</p> | |
| | 建築物等の整備の方針 | <p>研究開発機能に適した土地利用方針に沿い、周辺環境と調和しながら、新産業業務地にふさわしい市街地を形成し、又は保持するよう、建築物の用途、敷地面積の最低限度、壁面の位置等の制限を行う。</p> <p>また、建築物の概観、敷地内の自己用広告物等については、周辺環境との調和に配慮するものとする。</p> <p>さらには、敷地内の緑化に努めるものとする。</p> | |
| 地区整備計画 | 建築物等に関する事項 | 建築物等の用途の制限 | <p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 事務所、研究所及び研修所（宿泊研修施設を含む）</p> <p>(2) 展示場</p> <p>(3) 工場（自動車修理工場及び建築基準法別表第2（ぬ）項第三号に掲げるものを除く。ただし、建築基準法別表第2（ぬ）項第三号に掲げるもののうち、市長が周囲の環境変化をもたらすおそれがないと認めたものについては、この限りではない。）</p> <p>(4) 公益上必要な建築物（別記のとおり）</p> <p>(5) 前各号の建築物に付属するもの</p> |
| | | 建築物の敷地面積の最低限度 | <p>1,000㎡（ただし、市長が公共公益上やむを得ないと認めたものについては、この限りではない。）</p> |
| | | 壁面の位置の制限 | <p>建築物の外壁又はこれにかわる柱の面からの敷地境界線までの距離は、3.0m以上でなければならない。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではない。</p> <p>(1) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下のもの</p> <p>(2) 市長が公共公益上やむを得ないと認めたもの</p> |

| | | | |
|--------|------------|--------------|--|
| 地区整備計画 | 建築物等に関する事項 | かき又はさくの構造の制限 | <p>道路に面する敷地の部分に、かき又はさく（門柱、門扉その他これらに類するものを除く。）を設置する場合は、次の各号に掲げるものとしなければならない。</p> <p>ただし、宅地地盤面より高さ70cm以下の腰積みを併設することを妨げない。</p> <p>(1) 生垣 (2) 透視可能なフェンス等</p> |
| 備考 | | | |

「区域は計画図表示のとおり」

※ 別 記

- 1 公益上必要な建築物は、次に掲げるものとする。
 - (1) 公衆電話所
 - (2) 公園等に設けられている公衆便所又は休憩所
 - (3) 路線バス等の停留所の上屋
 - (4) 地区公民館
 - (5) その他市長が認めるもの

理 由 書

都市緑地法等の一部を改正する法律の平成30年4月1日施行に伴い、建築基準法の一部が改正されることにより、変更を行うもの。